

SAGA2024小城市実行委員会
第3回宿泊衛生専門委員会
(書面表決)

議案書



SAGA 2024



国スポ・全障スポ
新しい大会へ。
すべての人に、スポーツのチカラを。



令和6年1月15日(月)

目 次

議決事項

議案第1号 第78回国民スポーツ大会小城市弁当調製施設選考基準（案）…… 5ページ

(参考資料)

1	専門委員会規程	8ページ
2	第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画	10ページ
3	第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要項	12ページ
4	第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項	13ページ
5	第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要領	16ページ
6	佐賀県の弁当調達要項	18ページ

審議事項

議案第1号 第78回国民スポーツ大会小城市弁当調製施設選考基準（案）

第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項（参考資料P16）5の（1）において、「別に定める」としている弁当調製施設選定基準についてご審議をお願いいたします。

第78回国民スポーツ大会小城市弁当調製施設選考基準(案)を作成するにあたって

SAGA2024国民スポーツ大会において、小城市実行委員会が提供する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定めます。

佐賀県実行委員会の弁当調達要項(参考資料P21)及び先催市の選考基準を参考に小城市弁当調製施設選考基準(案)を作成しています。選考基準(案)の概要については以下の通りです。

第2項 対象施設について

基本的に小城市内に所在する施設とし、納税義務が履行されている(未納がない)こと、暴力団員ではないことを基準として定めています。

第3項 施設の衛生管理体制について

大会期間中、多くの方々に弁当を提供することから、HACCP に沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされていることを基準に定めています。また、食中毒等の対策のため、検食の保存、検便の実施及び食品賠償保険への加入を基準として定めています。

※HACCP とは、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定したうえで、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法です。

第4項 施設の調整能力について

(1) 1回100食以上の提供が可能であること。

小城市内で食品衛生法の営業許可を受けて営業している施設へアンケート調査を行い、その結果を参考に提供数を設定しています。実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではないこととし、弁当調製施設には無理のない調製を行っていただきたいと考えています。

(4) メニューの日替わりが可能であること。

勝ち上がったチームや競技役員等は、大会期間中に連日実行委員会が提供する弁当を食する可能性があることから、メニューの日替わり対応が可能であることを基準に定めています。

(5) 原材料に小城市産品又は佐賀県産品を積極的に使用する等、小城市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。

全国から来会される選手・監督等に小城市の魅力を伝えるため、小城市産品等を積極的に使用した弁当の調製が可能であることを基準に定めています。

(6) 実行委員会が弁当の食材や献立内容を指定した場合は、その調製の対応が可能であること。

全国から訪れる選手・監督等に小城市の魅力を伝えるため、また、様々な団体との協働によりおもてなしを行うことを目的に、提供する弁当のメニュー考案を牛津高校の生徒に依頼しています。考案いただいたメニューに対応できるよう基準を定めています。

(7) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、当日の午前11時までに納入が可能であること。

と。

選手・監督等の弁当申込みについては、負け帰りによるキャンセルが発生する可能性があることから、試合終了後のキャンセルに対応できるように基準を定めています。

第5項 対応能力について

- (4) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)のできる冷蔵車等を利用して衛生的に運搬できること。ただし、実行委員会において冷蔵車等の手配及び配達を行った場合は、その限りではない。

食中毒の発生を予防するため、適切な温度管理の下で弁当を提供するため基準を定めています。

- (7) 荒天等により、競技内容の変更又は開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

荒天等により競技開催が中止等となった場合、弁当のキャンセル等が発生する可能性があることから、調製及び納入について実行委員会の指示への対応が可能であることを基準に定めています。

第78回国民スポーツ大会小城市弁当調製施設選考基準（案）

1 趣旨

この基準は、「第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」（以下「大会」という。）において、SAGA2024小城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定める。

2 対象施設

- (1) 小城市内に所在し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 納税義務が履行されていること。
- (3) 小城市暴力団排除条例（平成24年小城市条例第8号）第2条第2号から第4号までに規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。

3 施設の衛生管理体制

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされていること。
- (3) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者に対し、大会開催前の1か月以内に、検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌及びノロウイルス（必要に応じて）を含むもの）の実施が可能であること。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること、又は大会開催期間中参加できること。

4 施設の調製能力

- (1) 1回100食以上の提供が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) メニューの日替わりが可能であること。
- (5) 原材料に小城市産品又は佐賀県産品を積極的に使用する等、小城市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (6) 実行委員会が弁当の食材や献立内容を指定した場合は、その調製の対応が可

能であること。

- (7) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、当日の午前11時までに納入が可能であること。

5 対応能力

- (1) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示できること。

- ア 弁当の名称
- イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む）
- ウ 食品添加物
- エ 消費期限（時刻まで表示）
- オ 保存方法
- カ 製造所所在地及び製造者名
- キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他実行委員会が指示する表示

- (2) 実行委員会が指定する容器及び包装紙等での提供が可能であること。

- (3) 弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等の納入ができること。また、それらについて実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。

- (4) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）のできる冷蔵車等を利用して衛生的に運搬できること。ただし、実行委員会において冷蔵車等の手配及び配達を行った場合は、その限りではない。

- (5) 原則として、配達同日に弁当容器の回収が可能であること。

- (6) 実行委員会からの要望に応じて、献立、サンプル（試食弁当）、写真等の提供が可能であること。また、献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。

- (7) 荒天等により、競技内容の変更又は開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議して定める。

参考資料

- 1 専門委員会規程
- 2 第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画
- 3 第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要項
- 4 第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項
- 5 第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要領
- 6 佐賀県の弁当調達要項

SAGA2024小城市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024小城市実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき、SAGA2024小城市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び委任事項)

第2条 専門委員会の名称及びSAGA2024小城市実行委員会総会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024小城市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面により専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、委員長が委嘱した部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。
- 4 第6条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年1月14日から施行する。
- 2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず会長が招集する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関する事。 2 財務に関する事。 3 広報に関する事。 4 市民運動に関する事。 5 観光及び応接に関する事。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関する事。 2 医事及び衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関する事。 2 警備及び消防防災に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。

第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国民スポーツ大会」（以下、「SAGA国スポ」という。）の成功に向け、「第78回国民スポーツ大会小城市開催推進総合計画」に基づき、宿泊・衛生に関する基本的事項を定める。

2 内容

(1) 宿泊

SAGA国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下、「大会参加者」という。）をおもてなしの心をもって温かく迎え、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関・団体等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

ア 宿舎

大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿舎をいう。以下同じ。）を利用することとし、市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、必要に応じて、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）、関係機関・関係団体等と協議のうえ、市外の旅館等を利用する。

イ 配宿

選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行い、選手・監督の配宿は都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。大会参加者の広域配宿については、県実行委員会と協議して行う。

ウ 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県実行委員会と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

エ 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元の多彩な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

(2) 医事・衛生

SAGA国スポに参加する大会参加者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が、安心して大会を楽しむことができるよう、県実行委員会、関係機関・関係団体等と連携し、医療救護・防疫体制を整えとともに清潔で快適な環境の整備に努める。

ア 医療救護対策

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、傷病発生に伴う患者の取り扱いについて周知徹底を図り、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への搬送ができるよう医療救護体制を整える。

イ 防疫対策

大会参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

ウ 食品衛生対策

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、宿舎、食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

エ 環境衛生対策

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関等のもとより、広く市民の協力を得て、競技会場及び宿舎等の衛生対策、廃棄物の適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

3 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は県実行委員会が定める方針・計画等に準じて実施する。

第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品関係事業者等に対する監視・指導

宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場の食品販売店等に対して、重点的に監視・指導を行う。

(3) 健康管理等

食品関係事業者等に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 小城市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年4月20日から施行する。

第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」（以下「SAGA国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・関係団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を調査、把握し、弁当調達計画を策定する。

4 弁当の種類及び調達期間

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員及び報道員等のうち弁当を希望するものに、斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員等に支給する弁当をいう。

(3) 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては、SAGA国スポの競技会会期期間、支給弁当にあつては、SAGA国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

5 弁当調製施設の指定及び取消し

(1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設選定基準に基づき実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、当該弁当調製施設に「SAGA2024国民スポーツ大会小城市弁当調製施設指定書」（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。

- イ 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営に努める。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年3月22日から施行する。

様式第 1 号

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会小城市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

S A G A 2 0 2 4 小城市実行委員会
会長 江里口 秀次

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会における弁当調製施設として、
下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	

第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要項」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

ア 広報の内容

- ① 手洗いの励行のほか、食品の調理・保存等の基本的な食品衛生対策
- ② 大会期間中に流行する可能性が高い食中毒の予防対策等

イ 広報媒体

保健所等と連携し、次の媒体により広報活動を実施する。

- ① 県実行委員会等が作成した啓発媒体の配布・掲示
- ② ホームページ等を活用した広報
- ③ 各種講習会及びイベント等を活用した広報

(2) 食品関係事業者等に対する監視・指導

食品関係事業者等を対象とした監視・指導の実施について、保健所に依頼するとともに、必要な協力を行う。

(3) 健康管理等

食品関係事業者等に対し、食品に直接接触する従事者の検便検査や健康状態の確認を行うよう指導する。

ア 検便検査は、概ね大会開催前1か月以内に受け、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等（以下「病原体」という。）の感染の有無を大会開催前までに確認する。

イ 検査の結果、病原体に感染している場合は、検便で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。

ウ 従事者の健康状態の確認は、毎日作業前に行い、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しない。

(4) 食中毒発生時の対応

ア 食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手したときは、直ちに保健所に通報すると

ともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生又はその疑いに関する情報があったときは、緊密に連携・対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

ウ 保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒発生時などに緊急時連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 小城市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

附則

この要項は、令和5年3月22日から施行する。

SAGA2024国スポ・全障スポ 弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、SAGA2024国スポ・全障スポに参加する選手・監督、役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

（1）県実行委員会

ア 国民スポーツ大会 総合開会式

イ 全国障害者スポーツ大会 開・閉会式及び競技会

（2）市町実行委員会

国民スポーツ大会 競技会

3 弁当調製施設の候補

（1）県実行委員会は別に定める募集要項により、弁当調製施設の募集を行う。

（2）市町実行委員会は、別に定める方法による。

4 弁当調製施設の選定

（1）県実行委員会及び市町実行委員会は、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び関係する保健福祉事務所（以下「HW0」という。）等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調整施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP_{※1}に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力_{※2}が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 開会式・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器の回収ができること。

エ 県実行委員会及び市町実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

（2）弁当調製施設の選定に係る具体的な基準については、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ別に定める。

（3）県実行委員会及び市町実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

※1 HACCP とは、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定したうえで、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法。

※2 弁当調製能力とは、「1日当たりの弁当調製数」と「配送可能範囲」を指す。

5 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 市町実行委員会は、選定した弁当調製施設を「SAGA2024国スポ・全障スポ弁当調製施設名簿」(第1号様式。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和5年9月末日までに県実行委員会へ報告する。
- (2) 県実行委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び市町実行委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、第1号様式により県生活衛生課に報告する。併せて県実行委員会は自ら選定した弁当調製施設を市町実行委員会に情報提供を行う。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記(1)及び(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、それぞれ(1)及び(2)に準じて、速やかに追加分の弁当調製施設を県実行委員会は県生活衛生課に、市町実行委員会は県実行委員会に報告する。
- (4) 県生活衛生課は、県実行委員会から提出された弁当調製施設名簿に、県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。

6 弁当調製施設の選定取消し

- (1) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記4により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取消することができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他当該弁当調製施設を選定した県実行委員会又は市町実行委員会が不相当と認めたとき。
- (2) (1)により、市町実行委員会が選定を取消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県実行委員会は、速やかに県生活衛生課に報告する。
- (3) (1)により、県実行委員会が選定を取消したときは、速やかに県生活衛生課に報告する。併せて市町実行委員会に情報提供を行う。
- (4) 県生活衛生課は、県実行委員会及び市町実行委員会が選定の取消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

7 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 斡旋弁当(大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県実行委員会又は市町実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。
- (2) 斡旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて1,000円以内(税抜)とし、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。

8 弁当の献立

県実行委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、令和3年度に策定した「昼食弁当献立作成方針」により、選手のパフォーマンス向上やコンディションづくりに配慮するものとし、市町実行委員会においては県実行委員会の取組も参考として、献立の作成又は選定を行うものとする。

9 弁当の申込み・受付及び発注等

- (1) 大会参加者への斡旋及び支給を行う弁当の申込み・受付及び発注等の手続きについては、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 大会参加者からの申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、大会参加者からの申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、それぞれが選定した弁当調製施設へ発注する。なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

10 弁当の調製、運搬等

県実行委員会及び市町実行委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製等に当たっては、別に定める「SAGA2024食品衛生対策実施要領」により、衛生管理を徹底するとともに、弁当調整能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県実行委員会又は市町実行委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県実行委員会又は市町実行委員会が指定する時刻及び場所に納入すること。
- (4) 県実行委員会又は市町実行委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

11 弁当の保管及び引換

県実行委員会及び市町実行委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、HWOの指導の下、衛生上の安全を確保する。

12 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県実行委員会及び市町実行委員会が別に定める方法により精算する。

13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会又は市町実行委員会がそれぞれ弁当調製施設や県生活衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 県実行委員会及び市町実行委員会は、10(2)及び11について、必要に応じて事前に県生活衛生課又はHWOへ相談し、衛生上の安全を確保する。
- (3) 県外開催競技会における弁当の調達については、原則としてこの要項に準じて取り扱うものとする。